

2020年6月22日

各位

アイアル少額短期保険株式会社

賃貸住宅管理費用保険 「無縁社会のお守り」の保険料・商品改定

アイアル少額短期保険株式会社（東京都中央区 代表取締役社長安藤克行）は、2020年8月始期契約から、賃貸住宅管理費用保険『無縁社会のお守り』の保険料および商品改定を実施いたします。

この保険は、賃貸住宅における入居者の孤独死や自殺等が起こった場合の原状回復費用や事故後の空室、家賃の値下がり等を補償する当社のオリジナル保険として、2011年8月より賃貸住宅のオーナー様、管理会社様向けに販売を開始し、約9年が経過しました。ご加入戸室数が29,000戸室を超えるなど、多くの皆さまからご支持いただいておりますが、これまでの保険事故の実績等も踏まえ、賃貸住宅オーナー様、管理会社様の声を反映するとともに、よりリスクの実態に応じた保険料とする趣旨で、保険料・商品内容の改定を行うこととしました。

商品改定に際しては、家賃保証保険金の支払割合のバリエーションを増やすとともに、相続財産管理人選任申立費用の補償新設や共用部分で発生した事故も補償対象に含める等、補償内容の充実を図り、より賃貸住宅のオーナー様、管理会社様のお役に立てることを目指しました。

当社は、住友生命グループの少額短期保険会社として、今後も、より一層の商品内容の充実・サービスの向上を通じて、すべてのお客様から信頼と安心を感じていただける会社となるよう努めてまいります。引き続きよろしくお願いたします。

1. 商品改定時期

- ①新規契約 : 2020年8月1日始期分より
- ②既存契約 : 2020年8月1日更改契約より

2. 主な商品改定内容

変更点	改定内容	
	改定後	改定前
① 保険の名称	賃貸住宅管理費用保険（2020）	賃貸住宅管理費用保険（2015）
② 保険料の改定	月払保険料：240～420円 ※入居戸室数および家賃保証保険金の支払割合により変動	月払保険料：300円（一律） （一時払保険料：3,600円）
③ 家賃保証保険金の支払割合	100%・80%・50%	100%
④ 保険期間中の「中途購入物件」等の通知（報告）	毎月15日までの通知により 翌月1日より補償開始	保険期間中の通知不要
⑤ 相続財産管理人選任申立費用	亡くなられた方の相続人が明らかでないときに、相続財産管理人の選任申立費用を5万円限度に支払	なし

※本商品の詳細は当社ホームページ (<http://www.air-ins.co.jp/muen/index.html>) をご覧ください。

アイアル少額短期保険株式会社について

会社名 : アイアル少額短期保険株式会社

所在地 : 東京都中央区日本橋大伝馬町1-3 2F

代表取締役社長 : 安藤 克行

少額短期保険業の登録番号 : 関東財務局長 (少額短期保険) 第47号

＜本件に関する問い合わせ先＞

アイアル少額短期保険株式会社 広報担当

TEL : 0120-550-378